

事件番号：J P 2 0 1 2 - 0 0 0 3

裁 定

申立人：

(名称) 阪急電鉄株式会社

(住所) 大阪府池田市栄町1番1号

代理人：弁護士 松村 信夫

          弁護士 塩田 千恵子

          弁護士 坂田 優

          弁護士 小野 昌延

登録者：

(名称) GMOインターネット株式会社

(住所) 東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー11階

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、J P ドメイン名紛争処理方針（以下、「紛争処理方針」という。）、J P ドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下、「手続規則」という。）及び日本知的財産仲裁センター J P ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・答弁書・提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下のとおり裁定する。

1 裁定主文

ドメイン名「HANKYU-JUTAKU. JP」の登録を取り消せ

2 ドメイン名

紛争に係るドメイン名は「HANKYU-JUTAKU. JP」である（以下、「本件ドメイン名」という）。

3 手続の経緯

別記のとおりである。

## 4 争点および判断

### (1) 登録者

#### ア 当事者の主張

本件登録者は、自らを本件ドメイン名の「真の登録者」ではなく、本件ドメイン名は本件登録者が提供するドメイン名登録サービスを通して、申立外阪急住宅株式会社（以下、「申立外会社」という。）が実質的に登録したドメイン名であるから、「真の登録者」は申立外会社であり、申立外会社を本件紛争処理手続においても当事者として取扱うか、あるいは本件申立を不適切なものとして却下すべきと主張するため、まずこの点について判断する。

#### イ 当パネルの判断

(ア) 汎用 J P ドメイン名の登録者となる者は、株式会社日本レジストリサービス（以下、「JPRS」という。）が定める汎用ドメイン名登録等に関する規則（以下、「登録規則」という。）に従って申請を行うものであるところ、登録規則第 37 条では、当該ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意して登録を行うものである旨規定されている。したがって、紛争処理方針に基づく紛争処理手続は、登録者の同意に基づくものであり、また当該同意があるからこそ、裁判外紛争処理制度としてはじめて機能するものである。

紛争処理方針は第 4 条柱書において、「本条は、登録者が、この J P ドメイン名紛争処理手続に応じなければならない紛争を定めたものである。」と規定し、同条 a は「適用対象となる紛争」として、「第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立があったときには、登録者はこの J P ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。」とし、「(i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること、(ii) 登録者が、当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していないこと、(iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」と規定している。

ここで「登録者」とは JPRS においてドメイン名の登録をした者をいうところ（紛争処理方針第 1 条）、ドメイン名の登録申請者は、登録申請時にその本人性を含む登録申請事項が正確かつ真実であることを表明保証し（登録規則第 7 条第 1 項）、登録されたドメイン名については登録者名を含む所定の事項が公開される（登

録規則第19条)。そして、紛争処理方針第4条によるJPドメイン名紛争処理手続の係属中、「登録者」は当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない(紛争処理方針第8条(i))。これは、自らを「登録者」として公開した者が、紛争処理手続の申立てをされた場合に、直ちに登録を移転することにより自らの責任を逃れようとすることを防止する趣旨である。

これらに加えて、紛争処理方針第2条によれば、「登録者」はドメイン名の登録申請に際し、JPRSに対して、登録申請書に記載した陳述内容が、完全かつ正確であることを告知し(同条(a))、当該事項が事実でなかった場合、「登録者」は紛争処理方針に従ってドメイン名登録の移転または取消の不利益を受ける場合があることに同意する旨規定していることに鑑みれば、「登録者」が自らを登録者として登録申請書に記載した以上、登録規則という契約上の関係で結ばれた者として、紛争処理手続に服するとともに、その手続の結果として生じる不利益を受けるべき者は、「登録者」以外にないということは明らかである。

上記各規定に鑑みれば、紛争処理方針第4条a(i)から(iii)を主張して手続規則に従って申立てが行われた場合、自らの本人性を含む登録事項が正確かつ真実であることを表明保証し、「登録者」として公開された者が、紛争処理手続の申立て後に「真の登録者」が別にいるとして、紛争当事者となることを免れることは許されない。

本件において申立人は、紛争処理方針第4条a(i)から(iii)を主張して手続規則に従って申立てを行っているのであるから、同条柱書に基づき、本件登録者が当事者である。

(イ) また、本件登録者は、本件ドメイン名のwhois検索結果の登録者名及び公開連絡窓口として本件登録者の名称及び連絡先等が表示されているのは、申立外会社が本件登録者の提供する「Whois情報公開代行サービス」と称するサービス(以下、「情報公開代行サービス」という。)を利用しているためであり、申立人もこの事実を認識しており、仮に申立人が申立外会社に有効かつ十分な答弁の機会を与えない目的で、本件登録者を当事者として本件申立を行っているとするれば、当該不適切な申立は却下されるべきであると主張する。

しかし、本件申立前において申立人が本件登録者に対して登録の経緯及び申立外会社による使用の経緯の説明を求めたものの(甲14)、本件登録者は「真の登

録者」が誰であるか一向に明らかにしなかった（甲15、甲17）。そのため、申立人はJPRSに対して誰を紛争当事者たる登録者として申立てを行うべきか確認し（甲18）、当該確認結果に沿って申立てを行うこととなった。かかる経緯に鑑みれば、申立人が申立外会社に有効かつ十分な答弁の機会を与えない目的で本件申立てを行っているとは認められない。これに対して、本件登録者は、本件申立がなされた後になって初めて「真の登録者」の存在を主張し、本件申立による紛争処理手続の当事者ではないと主張したのであるから、本件申立の前後において矛盾する態度を示している。かかる事実に基づけば、本件登録者の当該主張は、紛争処理方針及び紛争処理手続の定めるところに沿わないだけでなく、その主張には合理的な理由が見いだせない。

(ウ) 小括

以上より、本件登録者が、本件における申立の相手方たる「登録者」となる。

(2) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性（紛争処理方針第4条a(i)）

ア 当事者の主張

(ア) 申立人の主張

申立人は、「阪急」、「HANKYU」、「H a n k y u」及び「はんきゅう」の申立人表示が周知著名であること、申立人が「阪急」、「HANKYU」、「H a n k y u」及び「はんきゅう」について商標登録を受けており、現在は申立人の親会社から許諾を受けて使用していること、並びに、当該申立人表示及び商標と、本件ドメイン名の要部「HANKYU」とが類似しており、申立人表示の著名性も考え合わせると、混同の恐れがあることがあることを主張する。

(イ) 本件登録者の主張

これに対して本件登録者は、自らが「真の登録者」ではなく答弁する地位にないとして実質的な反論を行わない。

(ウ) 以上の主張に基づき、以下の通り判断する。

イ 当パネルの判断

(ア) 本件登録者が実質的な反論を行わないところにおいて、当事者から提出された証拠及び公知の事実によれば、申立人の主張に沿った事実が認められる。

(イ) 申立人が正当な利益を有する商標及び申立人表示

申立人は、年間輸送人員約6.05億人、年間運賃収入約897億円（2009年度）の大手民営鉄道会社である（甲2）。

かかる申立人は、「阪急」、「HANKYU」、「H a n k y u」又は「はんきゅう」の商標（以下、「申立人商標」という）について、合計33の指定役務について商標登録を受けており（甲10の1から33）、現在は当該各登録商標について、申立人の持株会社である阪急阪神ホールディングス株式会社が保有し、申立人は同社から使用許諾を受けている。

また、申立人は、その商号を阪神急行電鉄株式会社と称していた大正7年以降、「阪急」の名称（申立人表示）を、ビル名、百貨店名、プロ野球球団名及び野球場名等に、広く略称として用いていた（甲4、甲5）。さらに、申立人は昭和48年には正式社名を「阪急電鉄株式会社」と改称し（甲3の1）、申立人の「阪急」の表示は、申立人の鉄道事業・沿線開発に伴う各種事業の発展に伴い申立人の関連事業を示す表示としても広く使用され、現在では申立人を中心として、運輸、各種サービス業を主体にグループ各社が申立人表示を使用して営業活動を行っている（甲1、甲5から甲7）。

以上のような申立人商標及び申立人表示についての申立人による使用期間及び使用範囲に鑑みると、申立人商標及び申立人表示は、日本国内において申立人の商品等表示として使用されると共に、申立人を中核とした企業グループの基幹となる商品等表示として広く全国的に認識されていた。このような状況に鑑みれば、少なくとも平成22年10月4日における本件ドメイン名の登録時には、申立人商標及び申立人表示は既に著名となるに至っており、高い顧客吸引力を有していたと認められる。

したがって、申立人には、申立人商標及び申立人表示の使用を継続する正当な利益がある。

（ウ）同一又は混同を引き起こすほどの類似性

本件ドメイン名は「HANKYU-JUTAKU.JP」であるところ、「.JP」の部分はトップレベルドメインであって国別コードの日本を意味し、使用主体が属する国を表示するものに過ぎない。

次に、「HANKYU-JUTAKU」のうち、「-」は「HANKYU」と「JUTAKU」を分離する記号であり、また「JUTAKU」の部分は、「-」によ

り「HANKYU」から分離され、住宅という業種を意味する一般名称であるから、識別力が希薄である。したがって、本件ドメイン名において第三者の商標又は商品等表示との間で自他識別力を有する部分というのは「HANKYU」と考えられる。

本件ドメイン名の「HANKYU」と、申立人が正当な利益を有する申立人商標のうち「HANKYU」及び「H a n k y u」は、外観、称呼及び観念共に同一又は類似である。また、申立人表示「阪急」や申立人商標のうち「阪急」及び「はんきゅう」は、「HANKYU」と称呼が同一である。また、外観は異なるものの、「はんきゅう」という称呼を通じて商品等表示として観念される語は、「阪急」だけであるので、本件ドメイン名の要部「HANKYU」と申立人表示「阪急」、「はんきゅう」とは、称呼を通じてその意味内容を容易に想起しうることに鑑みれば、観念においても類似していると認められる。

当該同一又は類似性に加え、上記申立人表示の著名性を前提とすれば、取引者、需要者は、本件ドメイン名から、申立人と本件登録者とを同一営業主と混同を引き起こしかねず、又は両者間にいわゆる親会社、子会社の関係若しくは系列関係等の何らかの営業上の関係があるものと混同を引き起こしかねない。

したがって、本件ドメイン名は、申立人が正当な利益を有する商標及び申立人表示と同一又は混同を引き起こすほど類似と認められる。

### (3) 権利または正当な利益の欠如（紛争処理方針第4条 a (ii)）

#### ア 当事者の主張

##### (ア) 申立人の主張

申立人は、本件登録者は申立人とは一切の資本関係、取引関係、業務提携関係等に立たず、申立人が本件登録者に対して、前記商標等の使用を許諾した事実もない以上、本件登録者が当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないと主張する。

##### (イ) 本件登録者の主張

これに対して本件登録者は、自らが「真の登録者」ではなく答弁する地位になりとして実質的な反論を行わない。

#### イ 当パネルの判断

②権利または正当な利益については、その存在について登録者による主張が予定

されているところ（紛争処理方針第4条c参照）、本件登録者はその存在について何ら実質的な主張を行わない。

したがって、本件登録者がドメイン名について権利または正当の利益を有しているとは認められない。

（4）不正の目的での登録または使用（紛争処理方針第4条a（iii））

ア 当事者の主張

（ア）申立人の主張

申立人は、申立人表示が著名であること、及び申立外会社が本件ドメイン名を使用したホームページにおいてビジネスを本格開始していることから、申立外会社が本件ドメイン名を使用して、周知著名な申立人表示の名声ないし社会的評価を利用して当該サイトに誘導して、自己の営業への勧誘を行うことで営業利益を獲得させようとしたものであり、不正の目的での使用に該当すると主張する。

また、申立人は、ドメイン名につき権利を侵害された者は、JPRSのドメイン名登録情報検索サービスで登録者を確認し、登録者に対して日本知的財産仲裁センターにドメイン名に関する申立てを行うところ、本件登録者が「真の登録者」は自分でなく別にいると主張することは、当該ドメイン名紛争処理制度の根幹となるJPRSの当該情報検索サービスにおいて虚偽の表示を情報公開しているに等しく、かつ本件登録者が指定事業者であり自ら本件ドメイン名を使用する可能性は全くないにもかかわらず当該虚偽表示をしていること自体が本件ドメイン名につき権利を侵害された者が権利行使をすることを妨害ないし困難にする目的で行っている登録行為であり、不正目的による登録であると主張する。

加えて、申立人は、本件登録者が指定事業者として登録されれば申立人の商標・商品等表示と混同を生じることが明らかな申立人表示と類似の本件ドメイン名について登録を援助すべきでないにもかかわらずこれを援助し、上記虚偽の情報公開を行う一方で本件ドメイン名を使用させており、これにより不正目的によるドメイン名使用者のドメイン名の取得に加担することにより、自らも登録サービスに対する対価を得て商業上の利益を得ている点で、不正目的による登録であると主張する。

さらに、申立人は、本件登録者が上記のとおり本件ドメイン名登録を援助すべ

きでないにも関わらず、申立外会社が上記のとおり不正目的で本件ドメイン名を使用することを知りながらあえて申立外会社に対して本件ドメイン名を使用させている行為は本件登録者が本件ドメイン名を使用したというに等しく、不正目的での使用に該当すると主張する。

#### (イ) 登録者の主張

これに対して本件登録者は、自らが「真の登録者」ではなく具体的な答弁・陳述をする地位にないと主張しつつ、仮に登録者であるとしても、申立人の主張は失当であると主張する。

また、本件登録者はドメイン名登録者の情報保護のための必要なサービスとして情報公開代行サービスを提供しているにすぎず、ドメイン名紛争又はそれに類する訴訟等の対象となった場合においてはじめて情報公開代行サービスに関する「真の登録者」との間における契約関係を解除し、「真の登録者」情報をwhois上で開示する（当該ドメイン名を「真の登録者」に移転するという趣旨であると考えられる。）という運用を行っており、本件登録者に不正の目的は存在しないと主張する。

更に本件登録者は、指定事業者としてドメイン名の登録申請の受付において登録しようとするドメイン名が第三者の権利を侵害しているかどうかの実体審査権利及び義務はなく、またオンラインによる簡便な登録が前提となっているドメイン登録制度において、申立人が主張する運用は現実的に不可能であるから、ドメイン名に関する登録申請の受付において第三者の権利侵害性等に関する実体審査義務があることを前提に、当該審査を実施せずに行った本件ドメイン名の登録及び使用が不正目的によるものであるという申立人の主張は失当であると主張する。

#### イ 当パネルの判断

##### (ア) 申立外会社による本件ドメイン名の使用

本件ドメイン名は、現在、申立人の競業者である申立外会社により使用され、本件ドメイン名を使用した、URL「http://www.hankyujutaku.jp/」において、「阪急住宅株式会社」と題するウェブサイトが公開されている（甲12）。そして、同ウェブサイトでは、「日本の不動産を中国人に効果的且つ円滑に販売・仲介・管理します」との広告が出されており、2010年10月27日より、中国富裕層向け日本不動産投資ビジネスを本格開始して



いることが記載されている（甲12）。しかしその一方で、申立人商標及び申立人表示が、日本国内において申立人の商品等表示として使用されると共に、申立人を中核とした企業グループの商品等表示として広く全国的に認識され、少なくとも平成22年10月4日における本件ドメイン名の登録時には著名となるに至っており、高い顧客吸引力を有していたと認められることは上記のとおりである。また、本件ドメイン名から、申立人と本件登録者とを同一営業主体と混同を引き起こしかねず、又は両者間にいわゆる親会社、子会社の関係若しくは系列関係等の何らかの営業上の関係があるものと混同を引き起こしかねないことは上記のとおりである。

申立人表示の著名性の高さ、それに伴う名声及び顧客吸引力の大きさからすると、本件登録者が実質的な反論を行わない以上、当該顧客吸引力を認識していたか、認識しえたものと認められる。このような状況に鑑みると、申立外会社が、上記の通り、本件ドメイン名を使用して、著名な申立人商標及び申立人表示の顧客吸引力を利用して、本件登録者の上記ウェブサイトへ誘導して、自己の営業への勧誘を行うことで営業利益を獲得しようとしたものと理解せざるをえない。よって、申立外会社が、紛争処理方針4条b(iv)の「商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについての誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき」に該当すると認められ、申立外会社による本件ドメイン名の不正目的による使用があるものと認められる。

(イ) 本件登録者による不正目的による登録又は使用

本件登録者は、申立外会社が本件登録者の提供するドメイン名の登録サービスを通じて本件登録者に本件ドメイン名の登録を委託し（乙1）、また当該サービスの一環として申立外会社の情報に代えて本件登録者の情報をwhois情報として開示する情報公開代行サービスを、申立外会社に対する契約に従って提供したことにより本件登録者となったものである（乙2）。

本件登録者は、JPドメイン名の指定事業者として、申立人商標及び申立人表示と混同を引き起こしかねない本件ドメイン名について、登録サービスを行い、

かつ情報公開代行サービスを行っている。しかし、このような情報公開代行サービスは、結果として不正目的によるドメイン名の使用者の行為を助長するばかりか、登録者を隠れ蓑として、権利者からのドメイン名の登録の取消等の権利行使を妨害することを許すことになっている。これは、登録者が登録時に不正目的でドメイン名の登録又は使用しないことを告知する義務(紛争処理方針第2条(c))に違反するだけでなく、登録規則に基づく契約上の登録者の責任として不正目的による登録又は使用が紛争処理手続によって争われる場合にはその手続に服するという紛争処理方針の趣旨を没却せしめるものである。

現に、本件登録者は、申立人から本件ドメイン名の登録の経緯及び申立外会社による使用の経緯の説明を求められた際(甲14)、「真の登録者」が誰であるか一向に明らかにせず(甲15、甲17)、申立人による権利行使を妨げている。他方で、本件登録者は、情報公開代行サービスを魅力とする不正目的による本件ドメイン名の使用者から、登録サービス及び情報公開代行サービスの対価を受けることにより(乙2)、自らの営業利益を増大させることも可能となる。

上記のとおり、申立人商標及び申立人表示は本件ドメイン名の登録時点において著名であり、高い顧客吸引力を有していたところ、その著名性に鑑みれば、本件ドメイン名が登録されれば申立人商標及び申立人表示と混同を引き起こしかねないものであった。登録者が登録申請に際し、不正の目的でドメイン名を登録又は使用していないことを告知すべき義務を負っていることに鑑みれば(紛争処理方針第2条(c))、申立外会社が本件ドメイン名を使用することの認識を有していた本件登録者としては、登録され使用されれば申立人の商標・商品等表示と混同を引き起こすほど申立人表示と類似の本件ドメイン名について、申立外会社による上記不正の目的の有無を確認し、登録サービス及び情報公開代行サービスの提供を拒絶するべきであったといえる。

この点について、本件登録者は、ドメイン名登録自体において第三者の権利を侵害しているかどうかの実体審査の権利及び義務はないと主張するが、ここで問題とされるべきは第三者に対する権利侵害性そのものではなく、登録サービス及び情報公開代行サービスを提供して自ら登録者になる事業者が、登録者として負うべき不正目的での登録又は使用でないことに関する告知義務をドメイン名登録時に負う以上、自らのサービスを提供する申立外会社に対しても不正目的での使

用をしない義務を課し、その内容を確認することが、登録者になる事業者の義務として当然に必要なものというだけのことであって、何ら第三者の権利侵害に対する実体的審査を前提にするものではない。つまり、本件登録者による上記確認及び拒絶義務は、自らを登録者として登録申請を行う際の上記告知義務を前提として生じるものであり、指定事業者としての登録申請の受付における実体審査義務の有無とは無関係である。情報公開代行サービスの提供により本件登録者の情報をw h o i s情報として開示すること自体は禁止されていないものの、そうであるからといって、上記告知義務並びに当該義務を前提として派生する確認及び拒絶義務から免れることが許されるものではない。従って、本件登録者の主張には理由がない。

以上述べたような立場にあるにも拘わらず、自らの登録者としての立場をそもそも否定しつつ、当該各サービスを提供し、当該各サービスに対する対価を受け取っている点において、本件登録者には本件ドメイン名の登録申請時点で不正の利益を得る目的があったというべきであり、登録者の行為自体において本件ドメイン名の登録又は使用において「不正の目的」が認められる。即ち、本件登録者は登録サービス及び情報公開代行サービスを申立外会社に提供し、申立外会社より対価を受けて本件ドメイン名を「登録」し、申立外会社に本件ドメイン名の使用を許諾し、使用させているという意味で、本件ドメイン名を「使用」している。

以上のより、本件登録者についても、不正の目的で本件ドメイン名を登録し、使用しているものと認められる。

#### (ウ) 小括

したがって、本件登録者の本件ドメイン名は、不正の目的で登録され、使用されている。

## 6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、本件登録者によって登録された本件ドメイン名「HANKYU—JUTAKU.JP」が申立人の商標と混同を引き起こすほど類似し、本件登録者が、ドメイン名について権利又は正当な利益を有しておらず、本件登録者のドメイン名が不正の目的で登録され且つ使用されているものと裁定する。

よって、方針第4条 i に従って、本件ドメイン名「HANKYU—JUTAKU. JP」の登録を取り消すものとし、主文のとおり裁定する。

2012年3月30日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル

矢部 耕三

単独パネリスト

別記 手続の経緯

(1) 申立書受領日

2012年1月11日（電子メール）及び13日（書面）

(2) 手数料受領日

2012年1月12日 申立手数料の受領確認

(3) ドメイン名及び登録者の確認

2012年1月13日 JPRS へ照会

2012年1月13日 JPRS から登録情報の回答

回答内容：申立書に記載された登録者は本件ドメイン名の登録者であること、JPRS に登録されている登録者の電子メールアドレス及び住所等

(4) 適式性

日本知的財産仲裁センター（以下、センターという。）は、2012年1月16日に、申立書が処理方針と規則に照らし、申立書が適合していることを確認した。

(5) 登録者への通知日及び内容

1) 申立書送付日（手続開始日） 2012年1月17日（電子メール及び郵送）

2) 申立書及び証拠等一式

3) 答弁書提出期限 2012年2月14日

(6) 手続開始日の通知

センターは、2012年1月17日に、申立人及び登録者には電子メール及び郵送で、JPRS 及び JPNIC には電子メールで、手続開始日が2012年1月17日であることを通知した。

(7) 答弁書の提出の有無及び提出日

センターは、2012年2月15日に登録者から答弁書提出期限延長の申請を受けて、同日、提出期限を2月17日まで延長する旨を通知した。

センターは、2月17日に答弁書を受領し、同日、答弁書が処理方針と規則に照らし、申立書が適合していることを確認した。

なお、センターは、2012年2月13日に申立外阪急住宅株式会社から、同月17日に登録者から、それぞれ上申書を受領した。

(8) パネリストの選任 2012年2月24日

申立人は1名のパネルによって審理・裁定されることを選択。

中立宣言書の受領日：2011年2月28日

パネリスト：矢部 耕三

(9) 紛争処理パネルの指名及び裁定予定日の通知

2012年2月27日 JPNIC 及び JPRS へ電子メールで通知

申立人及び登録者へ電子メール及び郵送で通知

裁定予定日：2012年3月15日

(10) パネリストへのパネリスト指名書及び一件書類受け渡し

2012年2月24日 (電子メール及び郵送)

(11) 追加陳述書及び証拠書類

2012年3月1日、パネリストは、手続規則12条の規定により、申立人及び登録者に対し、それぞれ次の事項に関する追加陳述及び書類の提出を求めた(電子メール及び郵送)。

申立人に対し：

1 登録者の如何なる行為が、JPドメイン紛争処理方針4条a (iii) の事由(登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること)に該当

する行為となるのかについて、その論理構成に関する申立人の主張を補充した  
陳述及び書類

- 2 申立人と申立外阪急住宅株式会社との間における訴訟係属の有無とその具体的  
内容を記載した陳述および書類

登録者に対し：

- 1 申立書の陳述・主張内容に対する答弁・反論、及び問題とされているドメイン名  
の登録を登録者が保有できることについてのすべての理由・根拠を記載した陳  
述及び書類
- 2 登録者と申立外阪急住宅株式会社との間における「whois情報公開代行サー  
ビス」に係る利用規約その他の契約条項を記載した書類・申立人と申立外阪急  
住宅株式会社との間における訴訟の有無とその具体的内容を記載した陳述及び  
書類

2012年3月7日、センターは、申立人及び登録者の双方から追加陳述書及び書証  
を受領した。

2012年3月8日、パネリストは、申立人及び登録者に対し、それぞれ相手方の追  
加陳述及び書証について再反論があれば、3月15日までに提出するよう求めた。

2012年3月13日、センターは、申立外阪急住宅株式会社から、上申書を受領し  
た。

2012年3月15日、センターは、登録者から、追加陳述書を受領した。

## (12) 裁定期限の延長

2012年3月8日、パネリストは、手続規則10条(c)但書の規定により本件裁

定期限を同年3月30日まで延長する旨を、申立人、登録者、JPNIC 及び JPRS に通知した。

(13) パネルによる審理・裁定

2012年3月30日 審理終了、裁定。